鷹ノ巣団地汚水処理施設槽内洗浄業務委託　仕様書

1. 総則

本仕様書は、筑西市（以下「甲」という。）が発注する鷹ノ巣団地汚水処理施設槽内洗浄業務に適用する。

受託者（以下「乙」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法、その他関係法令等、契約書及び本仕様書に定める事項について遵守し、業務を行うこと。

本仕様書は、業務の基本的事項について定めるものであり、本仕様書に明記されてない事項であっても、業務を行うために必要と思われるものについては、本仕様書の記載の有無に関わらず、乙の責任において実施しなければならない。

2. 業務場所

茨城県筑西市樋口 1300-149

鷹ノ巣団地汚水処理施設

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和９年３月１９日まで

4. 対象施設

対象施設は下記の表のとおりである。

対象施設	
管理棟	ばっき沈砂池
	原水ポンプ槽
	その他配管類等
汚泥処理棟	流量調整タンク
	ばっ気タンク
	第１沈殿池
	接触ばっ気槽
	最終沈殿池
	濾過ポンプ槽
	急速砂濾過槽
	逆流ポンプ槽
	消毒タンク
	スカムピット
	汚泥濃縮タンク
	汚泥貯留タンク
	消毒タンク
	消毒液貯留タンク
	その他配管類等

5. 業務内容

「4.対象施設」に示した対象施設の堆積汚泥等を除去し、高圧洗浄による清掃を行う。その後、消毒作業を行う。

6. 洗浄水等の処分

洗浄水等は、発注者と協議のうえ、指定する下水道処理施設へ運搬・処分を行うこと。なお、これに要する運搬費及び処分費は、受注者の負担とする。

7. 安全対策

1）受託者は作業の実施にあたり、適切な安全管理に努め、労働災害の防止を図ること。また、周辺環境への臭気漏洩や汚損等には特に配慮すること。

2）清掃作業にあたっては、作業者の酸素欠乏及び硫化水素中毒を防止するための措置として、換気用の送排風機・酸素濃度計等の測定機器・エアラインマスク・安全帯等、受託者にて準備し、十分な安全対策を講じること。

3）作業員に対して防災教育及び知識の周知徹底を図り、防災対策を十分に行うこと。なお、万一事故が発生した場合は、受託者が一切の責任を負うものとする。

4）作業中に事故が発生した場合は、ただちに適切な措置を講じるとともに、事故発生の原因・経過・内容等について速やかに報告すること。

8. 完了報告及び検査

乙は、本業務の着手前、作業中及び完了後の状況を写真等により記録するものとする。また、業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書（作業写真等の必要な書類を含む）を甲に提出し、検査を受けること。

9. 疑義

本仕様書の記載事項に疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。